(所長)

- 第2条 所長は、熊本県農業研究センター(以下「農研センター」という。)生産環境研 究所病害虫研究室長をもって充てる。
- 所長は、知事の命を受け、処務を掌理する。

(副所長)

- 第3条 防除所に副所長を置く。
- 副所長は、農研センター生産環境研究所病害虫研究室予察指導係長をもって充てる。
- 副所長は、上司の命を受け、所長を補佐する。
- 第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。 (代決)
- 第7条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは、副所長がその事務を代決す ることができる。
- 第6条を削る。 第 5 条中第 2 号から第 5 号までを削り、第 6 号から第 14 号までを 4 号ずつ繰り上げ、同
- 第4条中第3号及び第4号を削り、第5号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、第9号 及び第10号を削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、同条を第5条とする。 第3条の次に次の1条を加える。

(その他の職員)

前2条に規定する職員以外の職員は、知事が特に命ずる者のほか、農研センター 第4条 生産環境研究所病害虫研究室予察指導係の職員をもって充てる。

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県訓令第20号

熊本県地方労働委員会訓令第1号

本庁各部課(総室・室) 各地方出先機関 地方労働委員会事務局

熊本県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成 15 年 3 月 31 日

子 熊本県知事 潮 谷 義 熊本県地方労働委員会会長 正

熊本県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県地方労働委員会事務局処務規程(昭和48年熊本県訓令第72号、熊本県地方労働 委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(24) 個別労働関係紛争のあっせんに関すること。

第6条に次の1号を加える。

個別労働関係紛争のあっせんに関する担当職員の指名に関すること。 (11)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県訓令第21号

本庁各部課(総室・室) 各 地 方 出 先 機 関

熊本県立大学処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立大学処務規程の一部を改正する訓令 熊本県立大学処務規程(昭和55年熊本県訓令第5号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項中「総務企画課」を「総務課」に、「会計課」を「企画課」に改める。 第5条総務企画課の項中第5号から第10号までを次のように改める。

- 経理に関すること。 (5)
- 財産に関すること。 (6)
- 職員の福利厚生に関すること。 (7)
- 校内の取締りに関すること。 (8)
- 大学の情報システムに関すること。 事務局の他課に属しないこと。 (9)
- (10)

第5条中「総務企画課」を「総務課」に改め、同条中会計課の項を削り、総務課の項の 次に次のように加える。

企画課

- (1)評議会及び運営会議に関すること。
- (2)自己点検及び評価に関すること。
- (3)大学の社会貢献に関すること。
- 大学連携に関すること。 (4)